

定期駐車申込書			
長崎県営交通事業管理者 様		令和 年 月 日	
申込者 住所		氏 名	印
電話番号			
車 種		車両番号	
車両使用者	住 所		
	氏 名		
使用期限	令和 年 月 日	種 別	普通車・軽自動車
※発行日	令和 年 月 日	※使用料	
※発行番号		※取扱者印	
定期駐車券発行の条件			
<p>1 月の途中で契約もしくは解除する場合でも、使用料の減額はいたしません。</p> <p>2 継続する場合は、使用期間満了の10日前までに、使用料を納付してください。 使用料の納付がない場合は、解約の手続きを取らせていただきます。</p> <p>3 解約をされる場合は、1ヶ月前に申し出て下さい。</p> <p style="text-align: right;">※印欄は、記入しないでください。</p>			
(禁止行為)			
<p>駐車場では、次の各号に掲げる行為をしないで下さい。</p> <p>(1) 他の自動車駐車を妨げること。</p> <p>(2) 駐車場の施設を汚染し、又はき損すること。</p> <p>(3) 前各号のほか、駐車場の管理に支障をきたすおそれのある行為をすること。</p>			
(駐車の拒否又は取り消し)			
<p>管理者は、次の各号の一に該当する場合は、駐車を拒否又は取り消します。</p> <p>(1) 駐車場の構造上自動車を駐車させることができないとき。</p> <p>(2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。</p> <p>(3) 駐車場の設備をき損するおそれのあるとき。</p> <p>(4) 他の自動車の支障となる荷物又は動物を積載しているとき。</p> <p>(5) 前各号のほか、駐車場の管理に支障があると認められるとき。</p>			
(損害賠償)			
<p>駐車場の設備をき損し、又は消滅させた者は、これを現状に回復し、又はその費用を賠償しなければなりません。</p>			
(免責)			
<p>管理者は、駐車場内に駐車中の自動車の天災その他不可抗力による滅失又は損傷については、その損害につき賠償の責は負いません。</p>			